

広島県告示第千二百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、国際拠点港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年十月十日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所港営課において縦覧に供する。

令和五年九月二十八日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 国際拠点港湾広島港放置等禁止区域

1 金輪島北地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点九を基点一から東側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 広島市南区宇品町の国土地理院四等三角点「金輪島」（北緯三四度二〇分三八秒一七四六、東経一三二度二八分五〇秒四一九七、標高八七・七二メートル）

基点一 基準点から三〇三度三九分三二秒の方向四一五・六二メートルの点

基点二 基点一から三一二度五二分三一秒の方向六二・七一メートルの点

基点三 基点二から六六度二九分四三秒の方向二四八・六六メートルの点

基点四 基点三から八五度一分五二秒の方向二三四・九三メートルの点

基点五 基点四から一一一度一六分二九秒の方向二九二・二一メートルの点

基点六 基点五から一三七度五二分二八秒の方向三一五・六〇メートルの点

基点七 基点六から二一六度〇一分〇七秒の方向二四三・六八メートルの点

基点八 基点七から一三二度四八分五四秒の方向一四一・四二メートルの点

基点九 基点八から二二五度〇七分四七秒の方向一三三・五六メートルの点

2 似島合同庁舎地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点七を基点一から東側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

(二) 点の位置（点の位置表示角度は真北方向による。）

基準点 広島市南区似島町の国土地理院二等三角点「似ノ島」（北緯三四度一九分〇九秒〇九〇三、東経一三二度二六分二三秒五〇二〇、標高二七七・八二メートル）

基点一 基準点から二二九度四〇分〇四秒の方向一、二二一・二五メートルの点

基点二 基点一から三〇六度五六分二五秒の方向一〇三・三二メートルの点

基点三 基点二から三六度二四分〇七秒の方向三〇九・七八メートルの点

- 基点四 基点三から一〇七度五〇分一三秒の方向一三五・六九メートルの点
- 基点五 基点四から二三度三七分三六秒の方向一一七・五〇メートルの点
- 基点六 基点五から四三度三七分三五秒の方向二三・七六メートルの点
- 基点七 基点六から一七一度〇五分〇七秒の方向二九・三八メートルの点

3 似島学園中学校地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点四を基点一から西側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

- 基準点 広島市南区似島町の国土地理院二等三角点「似ノ島」(北緯三四度一九分〇九秒〇九〇三、東経一三二度二六分二三秒五〇二〇、標高二七七・八二メートル)
- 基点一 基準点から一二度三四分五五秒の方向八五六・八七メートルの点
- 基点二 基点一から二〇五度五四分三五秒の方向四二三・一七メートルの点
- 基点三 基点二から二六九度三一分五〇秒の方向一〇〇・〇一メートルの点
- 基点四 基点三から一度四三分〇七秒の方向一六・一一メートルの点

4 似島東地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点五までの各点を順次結んだ線及び基点一と基点五を基点一から西側の水際線に沿って結んだ線に囲まれた区域

(二) 点の位置(点の位置表示角度は真北方向による。)

- 基準点 広島市南区似島町の国土地理院二等三角点「似ノ島」(北緯三四度一九分〇九秒〇九〇三、東経一三二度二六分二三秒五〇二〇、標高二七七・八二メートル)
- 基点一 基準点から一六二度〇八分〇九秒の方向一、三二〇・五一メートルの点
- 基点二 基点一から三三九度三九分一六秒の方向九三・六九メートルの点
- 基点三 基点二から七〇度一二分一五秒の方向七〇・〇一メートルの点
- 基点四 基点三から一五九度四五分五七秒の方向一一八・五四メートルの点
- 基点五 基点四から二一〇度一七分五八秒の方向六八〇・〇九メートルの点

二 国際拠点港湾広島港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物